（手数料の額等）

第九条　法第七十五条第一項の規定により納付しなければならない手数料の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一　法第三十三条第二項の規定による確認　次のイ、ロ又はハに掲げる事業者の区分に応じ、それぞれイ、ロ又はハに定める額

イ　年度平均排出量（法第三十三条第一項に規定する年度平均排出量をいう。以下この号及び次号において同じ。）が十万トン以上百万トン未満である事業者　三百十万四千七百円

ロ　年度平均排出量が百万トン以上千万トン未満である事業者　四百八十一万三千六百円

ハ　年度平均排出量が千万トン以上である事業者　六百八十三万五千二百円

二　法第三十五条第二項の規定による確認　次のイ、ロ又はハに掲げる脱炭素成長型投資事業者（法第三十四条第一項に規定する脱炭素成長型投資事業者をいう。以下この号及び次項第一号において同じ。）の区分に応じ、それぞれイ、ロ又はハに定める額

イ　年度平均排出量が十万トン以上百万トン未満である脱炭素成長型投資事業者　七百八十七万二千九百円

ロ　年度平均排出量が百万トン以上千万トン未満である脱炭素成長型投資事業者　千三十四万千三百円

ハ　年度平均排出量が千万トン以上である脱炭素成長型投資事業者　千二百六万百円

2　法第七十五条第二項各号に掲げる者が同項の規定により納付しなければならない手数料の額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一　脱炭素成長型投資事業者以外の者であって、法第四十八条第一項の法人等保有口座の開設の申請をする者　一万七千百円

二　脱炭素成長型経済構造移行推進機構（以下「機構」という。）以外の者であって、法第五十条第二項の振替の申請をする者　三千百円

三　法第五十五条の書面の交付を請求する者　千四百五十円

3　前項各号で定める手数料は、法第百十三条第一項の業務方法書で定める方法により納付しなければならない。

本則に次の一条を加える。

（報告の徴収）

第三十五条　法第百三十五条第二項の規定により経済産業大臣がその事業活動に伴い二酸化炭素の排出をする者に対し報告又は資料の提出をさせることができる事項は、次のとおりとする。

一　二酸化炭素の排出量その他二酸化炭素の排出の状況

二　二酸化炭素を排出する設備及び輸送用機械器具の状況

三　当該事業活動に係る生産量及び生産能力並びに輸送量及び輸送能力に関する事項

2　法第百三十五条第三項の規定により経済産業大臣が法第三十三条第二項に規定する登録確認機関又はその業務に関して関係のある事業者に対し報告又は資料の提出をさせることができる事項は、同項及び法第三十五条第二項の規定による確認の業務又は経理の状況に関する事項とする。

附則第二条及び第三条を次のように改める。

（積立金等の処分に係る承認の手続）

第二条　機構は、売渡終了年度（法附則第六条の二第三項に規定する売渡終了年度をいう。以下同じ。）に係る法第百二十五条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、法附則第六条の二第三項第一号及び第二号に掲げる金額の合計額が零を上回る場合において、その額に相当する金額の全部又は一部を売渡終了年度の翌事業年度以降において法第百二十四条第三号に係る業務の財源に充てるときは、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した承認申請書を経済産業大臣に提出し、売渡終了年度の翌事業年度の六月三十日までに、法附則第六条の二第三項第三号の承認を受けなければならない。

一　法附則第六条の二第三項第三号の承認を受けようとする金額

二　前号の金額を財源に充てようとする業務の内容

2　前項の承認申請書には、売渡終了年度末の貸借対照表、売渡終了年度の損益計算書その他の経済産業省令で定める書類を添付しなければならない。

（国庫納付金の納付の手続等）

第三条　機構は、法附則第六条の二第三項に規定する残余があるときは、当該規定による納付金（以下「国庫納付金」という。）の計算書に、売渡終了年度末の貸借対照表、売渡終了年度の損益計算書その他の当該国庫納付金の計算の基礎を明らかにした書類を添付して、売渡終了年度の翌事業年度の六月三十日までに、これを経済産業大臣に提出しなければならない。ただし、前条第一項の承認申請書を提出したときは、これに添付した同条第二項に規定する書類を重ねて提出することを要しない。

2　経済産業大臣は、前項の国庫納付金の計算書及び添付書類の提出があったときは、遅滞なく、当該国庫納付金の計算書及び添付書類の写しを財務大臣に送付するものとする。

3　国庫納付金は、売渡終了年度の翌事業年度の七月三十一日までに納付しなければならない。

4　国庫納付金は、経済産業大臣が財務大臣に協議して定めるところにより、エネルギー対策特別会計のエネルギー需給勘定又は電源開発促進勘定に帰属させるものとする。

附則第四条から第十二条までを削る。

（資源の有効な利用の促進に関する法律施行令の一部改正）

第二条　資源の有効な利用の促進に関する法律施行令（平成三年政令第三百二十七号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第二条第七項」を「第二条第八項」に改める。

第二条中「第二条第八項」を「第二条第九項」に改める。

第三条中「第二条第九項」を「第二条第十項」に改める。

第三十二条第一項中「第三十五条、第三十六条並びに第三十七条第一項及び第五項」を「第六十一条、第六十二条並びに第六十三条第一項及び第七項」に改め、同条第二項中「第三十七条第二項」を「第二十三条第一項、第二十四条及び第六十三条第二項」に、「指定表示事業者」を「指定脱炭素化再生資源利用促進事業者又は指定表示事業者」に改め、同条第三項中「第三十七条第二項」を「第六十三条第二項」に改め、同条第四項及び第五項中「第三十七条第二項」を「第二十三条第一項、第二十四条及び第六十三条第二項」に、「指定表示事業者」を「指定脱炭素化再生資源利用促進事業者又は指定表示事業者」に改め、同条を第四十三条とする。

第三十一条第一項中「第三十九条第一項第四号」を「第六十五条第一項第四号」に改め、同項第一号中「事業並びに」を「事業」に改め、「であって自ら輸入したもの」を削り、「販売の事業」の下に「並びに同表の三、六及び八から十四までの項の上欄に掲げる指定省資源化製品の修理及び賃貸の事業」を加え、同項第十五号中「であって自ら輸入したもの」を削り、同号を同項第十八号とし、同項第十四号中「であって自ら輸入したもの」を削り、同号を同項第十七号とし、同項第十三号中「であって自ら輸入したもの」を削り、同号を同項第十六号とし、同項第十二号中「製造をその事業の用に供するために発注する事業者（以下「」、「」という。）」及び「であって自ら輸入したもの」を削り、同号を同項第十五号とし、同項第十一号を同項第十四号とし、同項第十号中「であって、自ら輸入したもの」を削り、同号を同項第十三号とし、同項第九号を同項第十二号とし、同項第八号中「であって、自ら輸入したもの」を削り、同号を同項第十一号とし、同項第七号を同項第十号とし、同項第六号中「の事業及び当該指定表示製品であって自ら輸入したものの」を「及び」に改め、同号を同項第九号とし、同項第五号を同項第八号とし、同項第四号を同項第七号とし、同項第三号中「事業並びに」を「事業」に改め、「であって自ら輸入したもの」を削り、「販売の事業」の下に「並びに同表の二十、二十三、二十四、二十八から三十まで及び三十八から四十一までの項の上欄に掲げる指定再利用促進製品の修理及び賃貸の事業」を加え、同号を同項第六号とし、同項第二号の次に次の三号を加える。

三　第四条第二項第一号に掲げる指定脱炭素化再生資源利用促進製品の製造の事業に係るものについては、経済産業大臣